

平成17年1月4日

株式事務担当責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

「決算取締役会決議通知書」及び「株式の分布状況表」の提出依頼について
並びに「株主への発送書類」等の提出の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、決算発表をはじめとして重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所では上場会社各社様の決算期ごとに、上場管理（例えば、株式分布状況や監査意見等、上場廃止基準に抵触しているかどうかの確認等）を行う上で必要な各種書類等につきまして上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則（適時開示規則）に基づきご提出をお願いしております。

つきましては、下記書類を、当取引所自主規制グループ（上場監理担当）までご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、「株主への発送書類」の提出の取扱い、E D I N E Tにより「有価証券報告書」を提出した場合の取扱い等につきましても併せてご案内申し上げます。

なお、本通知文の内容につきましては、貴社内関係各位に対しましてもご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

・「決算取締役会決議通知書」の提出（「上場会社通信」による提出が可能です。）

「決算取締役会決議通知書」に所定の事項をご記入の上、決算取締役会開催後、遅滞なくご提出（郵送可）願います。

様式については、「上場会社通信」からダウンロードしてご作成願います。

・「株式の分布状況表」の提出（「上場会社通信」による提出が可能です。）

「株式の分布状況表（様式1）」に所定の事項をご記入の上、判明後、遅滞なくご提出（郵送可）願います。なお、提出期限は、期末から2か月以内となっていますのでご留意ください。

様式については、「上場会社通信」からダウンロードしてご作成願います。

様式1は、「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」又は「株券上場廃止基準」に基づく株式の分布状況の審査上その概算を確認するものです。当該資料により少数特定者持株比率又は株主数が上場廃止基準等に該当していると認められる場合のみ、様式2をご提出（郵送可）願います。

・「株主への発送書類」の提出

以下の書類を書面または電磁的方法によりご提出願います。（電磁的方法については、別紙「電磁的方法による書類の提出の取扱いについて」をご参照下さい。）

	提出書類	提出時期
1	株主総会招集通知書 1 部	株主あて発送日前
2	株主総会決議通知書 1 部	株主あて発送日前
3	事業報告書 (作成している場合に限る。)	1 部 株主あて発送日前
4	アニュアルレポート[英文] (作成している場合に限る。)	1 部 株主あて発送日前
5	中間配当決議通知書 1 部	株主あて発送日前
6	中間事業報告書 (作成している場合に限る。)	1 部 株主あて発送日前

・「定款」、「株式取扱規則」の提出

定款及び株式取扱規則に変更がある場合は、以下の書類を書面または電磁的方法によりご提出願います。

	提出書類	提出時期
1	改訂後の定款 (書面により提出する場合は要原本証明)	1 部 作成後直ちに
2	改訂後の株式取扱規則 (書面により提出する場合は要原本証明)	1 部 作成後直ちに

・「変更上場申請書」等の提出

新株予約権を発行している場合には、行使期間開始の2週間前までに以下の書類を書面または電磁的方法によりご提出願います。（既にご提出いただいている場合には、ご提出は不要です。）

	提出書類	提出時期
1	新株予約権の権利行使に際して、 (1)新株式を発行する場合 有価証券変更上場申請書（新株予約権行使用） (2)全て保有する自己株式を移転する場合 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使期間開始の2週間前まで

様式については、「上場会社通信」からダウンロードしてご作成願います。

当初、「新株予約権の権利行使に関する通知書」をご提出いただいている場合において、新株式発行に変更される場合には、変更の3週間前までに「有価証券変更上場申請書（新株予約権行使用）」をご提出ください。（万が一、ご提出が遅れますと、権利行使により発行された新株式の売買が行えなくなりますので、ご注意ください。）

・「有価証券報告書」の提出の取扱い

ＥＤＩＮＥＴにより有価証券報告書を提出される場合には、有価証券報告書の写し（添付書類を含む）の、名証への提出は必要ありません。

<参考> ＥＤＩＮＥＴにより提出された法定開示書類の写しの提出について

証券取引法に基づいて作成し、その写しを御提出いただく各種の書類（例えば、有価証券報告書）について、法令の定める開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を通じて提出している場合には、一部を除き、原則書面によりその写しを御提出いただく必要はありません。なお、詳細は以下のとおりとなっております。

提出書類名	EDINET提出の場合	書面で財務局に提出した場合
有価証券報告書	別途提出の必要はありません。 （ファイルのご提出も不要です。）	正本１部、副本１部
半期報告書	〃	正本１部、副本１部
臨時報告書	〃	正本１部
有価証券届出書	〃	１部（添付書類を含む）（訂正届出書を含む）
発行登録書	〃	１部（訂正発行登録書を含む）
発行登録追補書類	〃	１部（添付書類を含む）
発行登録取下届出書	〃	１部
自己株券買付状況報告書	〃	正本１部（訂正自己株券買付状況報告書を含む）
公開買付届出書	〃	正本１部（訂正届出書を含む）
意見表明報告書	〃	正本１部（訂正報告書を含む）
公開買付報告書	〃	正本１部（訂正報告書を含む）
公開買付撤回届出書	〃	正本１部（訂正届出書を含む）
有価証券通知書	ファイル（１）若しくは書面での提出をお願いします。	１部（変更通知書を含む）
発行登録通知書	ファイル（１）若しくは書面での提出をお願いします。	１部（添付書類を含む）

（１）目論見書も同時にご作成の場合には、目論見書は書面でご提出ください。

以　上

平成17年 1 月 4 日

電磁的方法による書類の提出の取扱いについて

1. 電磁的方法による書類の提出について

適時開示規則等に基づいて当取引所への提出が必要となる書類等のうち、商法上、電磁的記録による作成や電磁的方法による株主への通知・催告が認められているものについて、実際に電磁的記録による作成等を行っている場合には、当該書類（以下、「提出ファイル」と呼びます）の当取引所への提出もこれに準じて（上場会社専用サイト「上場会社通信」による提出又は磁気ディスク等（フロッピーディスク、CDR等）の郵送）行うことができます。

ただし、提出しようとする電磁的記録が原則として以下のファイル形式であり、かつ、提出された電磁的記録を当取引所が印字・視認できるものであることが必要となります。

<現時点において当取引所側で受理が可能と確認されているファイル形式>

- ・ P D Fファイル
- ・ H T M Lファイル
- ・ W o r dファイル
- ・ E x c e lファイル

株主あてに送付するものと同じファイル形式であることが必要となります。

磁気ディスクのフォーマットはW i n d o w s で利用可能なものであることが必要となります。

郵送による提出を行う場合で、磁気ディスクの返却を希望する場合には、返信用封筒を同封してください。

その他のフォーマット、形式でファイルを作成又は株主に対して交付している場合には、事前に提出の可否につきまして当取引所自主規制グループ上場監理担当（Tel：052-262-3174）にご相談下さい。

また、電磁的方法により株主に対して送付を行っている場合においても、書面による提出も従来どおり受け付けています。

2．提出手続

提出ファイルの送付は上場会社通信による提出又は磁気ディスク等の郵送によって行うことが必要となります。

（１）上場会社通信で提出ファイルを提出する場合

「上場会社通信」から書類を提出する場合には、「上場会社通信」内の書類提出用画面から提出することが必要となります。

（２）郵送にて磁気ディスク等を送付する場合

郵送により磁気ディスク等を当取引所に送付する場合には、必要事項を記載した所定の書面を別途作成の上、磁気ディスク等に添付して郵送することが必要となります。

3．その他の株主向け提出書類の提出方法について

株主総会決議通知書、事業報告書、中間事業報告書といった法律の定めによらない株主への発送書類についても、株主に電磁的方法にて交付を行っている場合には、当取引所に対する提出を電磁的方法で行うことができます。なお、この場合の当取引所への提出手続きは上記と同様となります。

以上